あなたと市政をつなぐ情報紙

Tanabe Publicity

広報田辺

2018年 No.158

7

平成30年 文月

広報田辺7月号
平成30年7月1日発行

編集・発行　田辺市企画広報課

〒646-8545　和歌山県田辺市新屋敷町1
☎0739（26）9963　FAX 0739（22）5310
メール　kikaku@city.tanabe.lg.jp

ホームページ　http://www.city.tanabe.lg.jp/

オリジナル婚姻届で、より特別な思い出に

市では、ご結婚されるお二人の末永い幸せを祈念し、婚姻届の提出が人生の特別な思い出となるよう、オリジナル婚姻届を作成しました。新たな生活のスタートを支援する冊子「婚姻手続き早わかりBOOK」とともに配布しています。

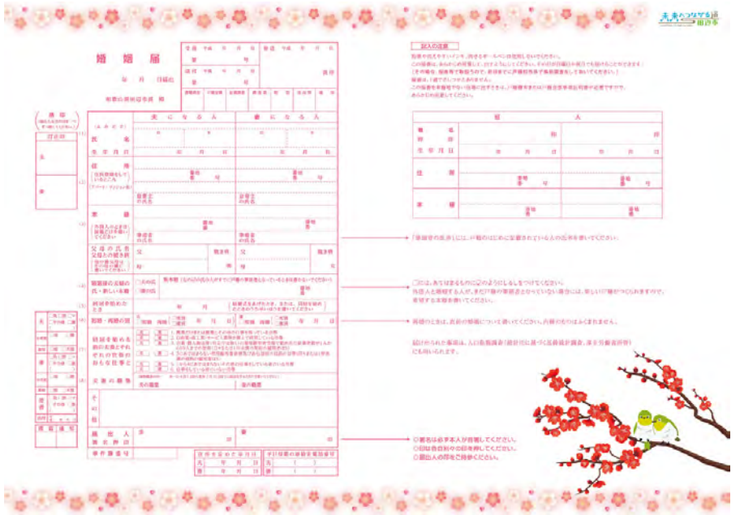

○田辺市オリジナル婚姻届（A3サイズ）

春を知らせる市の花である「梅」と、市の鳥である仲睦まじい番（つがい）の「めじろ」をあしらったデザインです。
※従来の定型の婚姻届も引き続き取り扱います。

○婚姻手続き早わかりBOOK（A4サイズ）

婚姻届の書き方や、よくあるご質問、婚姻後の手続きチェックリストなどを掲載しています。

表紙は熊野古道で撮影されたもので、太陽はこれから二人が向かう未来の光を、石畳の道はこれからの二人が歩んでいく道を表現しています。

■配布場所　◇下記又は各行政局住民福祉課
◇宿直室（土・日・祝日及び夜間）

■配布部数　1,000冊（なくなり次第終了します。）

○オリジナル婚姻届記念証（A5サイズ）

婚姻届は提出すると手元に残らないため、下記又は各行政局住民福祉課へ婚姻届を提出された際、希望者にはオリジナル婚姻届記念証をお渡しします。

■問合せ　市民課窓口係・記録係（本庁舎2階）　☎0739-26-9923

見直そう 見守ろう 空き家

特集

皆さんは、雑草が生い茂り管理がされていなかったり、倒壊のおそれがあるような家を見たことはありませんか。和歌山県の空き家件数は、年々増加傾向にあります。田辺市にも多くの空き家があり、空き家がもたらす多くの問題も生じています。

今月号では、空き家についての理解を深めるとともに、管理方法や市の取組などを紹介しています。

問建築課 建築係（社会福祉センター1階）
☎0739（26）9935
✉kenchiku@city.tanabe.lg.jp
□http://www.city.tanabe.lg.jp/kenchiku/index.html

空き家が生む問題

不審者侵入のおそれ

◇多数の窓ガラスが割れている
◇窓や扉が開いている
◇外壁などが落書き等で、外見上大きく傷んだり汚れている
◇放火犯に狙われる

近隣・通行人へ倒壊のおそれ

◇屋根や外壁が破損して飛散
◇建物や塀が傾いて倒れる
◇基礎や土台に亀裂、ひび割れが入っていて崩れる

不衛生、生活環境の悪化

◇敷地内にごみ等が散乱・山積み
◇多数のネズミ・ハエ・蚊・ゴキブリ等が発生
◇動物の住みかになる
◇動物の死体・ふん尿その他の汚物が放置
◇窓や網戸が外れている
◇立木の枝などが道路等にはみ出し、通行者を妨害
◇敷地内に雑草が繁茂

空き家をそのまま放っておくと

◇特措法（5ページ参照）に基づき、行政による指導等の対象となり、勧告された場合、固定資産税等の税負担が増加する場合があります。
◇維持管理費・改修費用が増加します。
◇空き家の管理不全が原因となって、隣家が壊れたり、近隣住民等がけがをした場合、損害賠償責任を負う可能性があります。

損害賠償に発展すると

◇事例紹介

①シロアリ等による隣家被害
空き家に発生したシロアリ等により、隣家に被害をもたらした場合、25万円程度の損害賠償額になることがあります。

②外壁落下による通行人の死亡
劣化した瓦が落下し、通行人に当たって死亡した場合、5千万円以上の損害賠償額になることがあります。

③倒壊による隣家被害・隣人の死亡
空き家が倒壊したことで隣接した家屋が全壊し、住んでいた夫婦と子供が死亡した場合、2億円以上の損害賠償額になることがあります。

広報田辺　平成30年7月号・目次

02　目次・特集「見直そう空き家、見守ろう空き家」

08　トップニュース
市政功労者・善行者表彰式典を行いました／後期高齢者医療保険料のお知らせ　ほか

16　情報ボックス
速歩き健康塾を開催します／和歌山県在宅育児支援事業給付金を支給します　ほか

24　相談日程等

26　みんなの広場

30　みんなの彩時記
ゴールを目指し過酷なコースを力走！／淡い光が飛び交う幻想的な夜……♪　ほか

今月の表紙写真

今月の表紙は、空き家管理サービスを開始するLLP『たなばん』の3名です。実際に空き家へ行き、取組について話を聞いてきました。

紙面で使用するマーク等の説明

日…日付・期間	定…定員
時…時間	料…料金・費用
休…休館日	持…持ち物
場…場所	申…申込み・申請方法
集…集合	問…問合せ
内…内容	［消印］…消印有効
対…対象・参加資格等	［先着］…先着順

◇㊗マークには、振替休日等も含みます。
◇料金や申込み方法の記載のないものは、不要です。
◇市役所の開庁時間（申込み・問合せ等の受付を含む。）は、㊗を除く㊊～㊎の8時30分～17時15分です。毎週㊍は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。

空き家とはどういう状態を指すのか

一言に空き家と言っても、様々な状態のものがあります。一年以上使用していなくても適正に管理をすれば活用できるもの、しばらく放置をしていて崩れたりして周囲に悪影響をもたらすものなどがあります。特に、「特定空家等」と判断され、危険性が高いものは早急に解体することが望まれます。

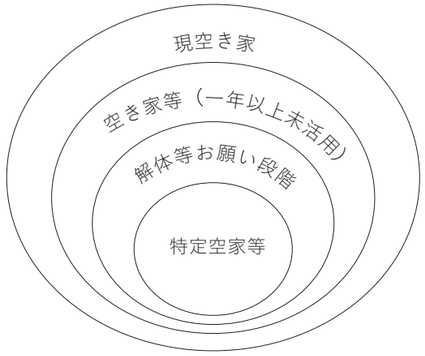

▲空き家の概念図

あなたが空き家所有者になる可能性があります

◇一人暮らしをしていた親が亡くなり、実家を相続することになった。

◇両親が高齢となり、息子夫婦と同居することになった。

◇一軒家での生活が大変になってきたので、街なかのマンションに引っ越すことにしたが、将来、子供たちが住む予定なので、それまで管理しなければならない。

◇一人暮らしをしていた高齢の親が施設に入ることになった。

◇転勤になり、家族で引っ越すことになったが、いずれ戻ってくるので売却はできない。　等

これらの理由から空き家所有者となったものの、管理を怠ってしまうことにより、空き家問題が発生してしまいます。また、きちんと相続をしておらず、所有者不明のため責任感が薄れて空き家問題へ発展してしまうこともあります。

空き家数・率について

和歌山県の空き家率は年々上昇し、平成25年の調査では全国平均を上回っています。（下表参照）市は、それをさらに上回り、およそ5件に1件の割合で空き家であることが分かります。

空き家問題はひと事ではなく、身近な問題なのです。

■住宅総数・空き家総数・空き家率
（平成 25 年住宅・土地統計調査より）

	住宅総数（A）	空き家総数（B）	空き家率（B/A）
全国	6063.1 万戸	819.6 万戸	13.5％
和歌山県	47.6 万戸	8.6 万戸	18.1％
田辺市	3.8 万戸	0.7 万戸	18.9％

空き家 特集 見直そう 見守ろう

危険な空き家に対する取組

■空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置

特定空家等と判断されると、状態の改善が求められます。

近隣からの相談・情報提供 → 現地調査・所有者等の調査 → 助言又は指導 → 勧告（※固定資産税等に係る住宅用地の特例解除） → 命令（※命令に違反した場合50万円以下の過料） → 代執行

空き家跡地の買取り制度について

市では、特措法に基づく措置（上記参照）だけではなく、隣接住民の方等に買い取ってもらえないか働きかけています。空き家所有者には、市の補助金による負担軽減等を説明し、隣接住民等には倒壊の不安解消などを理解いただくなど、両者の間をつないでいます。

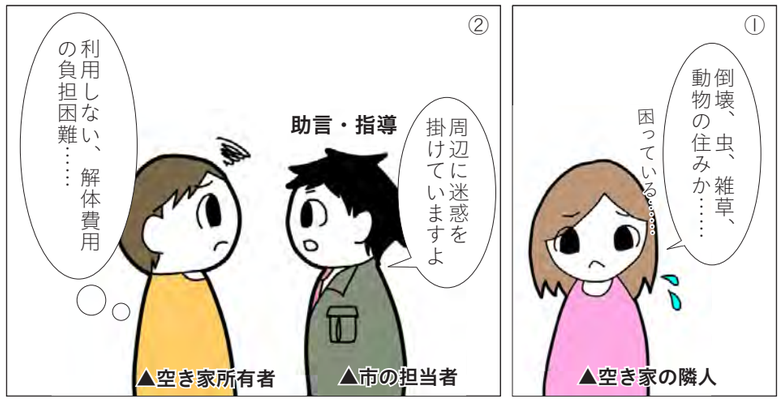

マッチングにより買い取った方は……

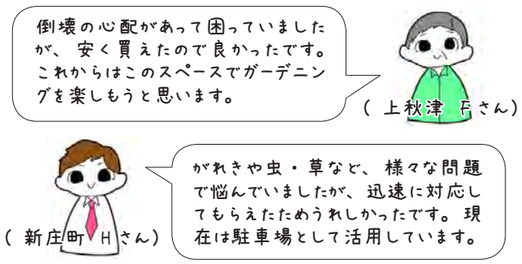

空き家の状態に適した対応を

①管理

人が住まない住宅は早く傷みます。近隣に迷惑を掛けないためにもきちんと管理しましょう。所有者自身でできる管理方法を下表にまとめていますので、参考にしてください。

作業項目	点検	外部	内部
□通風・換気（60分程度）	□建物の傷み	□雨漏りの有無	□郵便物整理
□通水（3分程度）	□設備の傷み	□草取り・庭木の剪定	□敷地内清掃
□清掃			

空き家管理サービスを開始！

今年の6月から、右表のような管理を所有者の代わりに行うサービスを始めたLLP『たなばん』。きっかけは、市で開催している『たなべ未来創造塾』に参加したことで、増え続ける空き家問題を解決しようと立ち上げました。サービスの対象は、基本的に遠方にお住まいの空き家所有者ですが、まずは市内の方にも知っていただき、空き家所有者が帰省の際などにサービスの紹介をしてもらえたらと考えています。メンバーの田中さんは「私たちの特徴は、専門分野の業種がそろっているので、すぐに対応できることです。少しでも活用してもらって、地域の活性化につながれば」と話してくれました。

LLP『たなばん』（☎080-1442-3242）
【写真左から】
小林 徹さん（司法書士）、田中 弘志さん（土地家屋調査士）、中島 一誠さん（美装業者）

②流通（活用）

使える空き家はどんどん流通させましょう。空き家を流通させるには様々な方法がありますので、詳しくはお問い合わせください。

生まれ変わった空き家♪

駅前の空き家を昨年5月にゲストハウスとシェアハウス、12月にはカフェバーとして生まれ変わらせたLLP『タモリ舎』。1年間で約1500名の宿泊客（うち7割が外国人）が来てくれたそうです。代表の中村さんは「今後、もっと皆さんの憩いの場になるようにしていきたい」と話してくれました。

LLP『タモリ舎』
代表
中村 文雄さん

③解体

流通させることが難しい空き家は除却し、跡地活用を考えましょう。また、空き家を相続して、早期に対処した場合には、税制優遇があります。

田辺市不良空家等除去補助金について

倒壊等の恐れのある危険な建物を解体する所有者等に対する補助金制度です。

☑補助金額
空き家の除却費用の3分の2（上限50万円）
※除却費用には動産の移転及び処分費用等を除きます。

☑申請できる方
◇空き家所有者
◇空き家所有者の相続人又は空き家所有者の同意が得られている場合の土地所有者

☑注意事項
◇平成30年度は10件を予定。必ず、平成31年2月末までに工事を終了してください。
◇市税等の滞納がある場合は申請できません。
◇建物に共有の他の所有者等がいる場合、その方の同意を必要とします。
※補助金の詳しい申請方法や対象建物などについてはお問い合わせください。

【解体工事業者の紹介】
空き家等の解体工事などを検討されている方に、解体工事業者の紹介を行っています。見積りや相談などお気軽にご連絡ください。
登録事業者については、建築課のホームページへ掲載しています。

【空き家実態調査を行います】
7月～9月に現地調査を予定しています。また、現地調査で判明した空き家所有者を対象に、空き家の発生原因や今後の方向性（活用・維持・撤去等）の意思確認のアンケート調査も実施します。
ご協力よろしくお願いします。

空き家問題、一緒に考えていきませんか？

皆さんの自宅の隣には、周辺に迷惑を掛けている空き家はありませんか？空き家は、動物が住みかとしたり、庭の草木が繁茂して虫が湧いたりなど、周辺に住む方は本当に困りますよね。

一方で、空き家の所有者も好きで空き家にしているのではなく、相続人が遠方であったり、経済的な問題から放置していたり、様々な理由で困っているのです。

市は、お願い文や指導文を送っていますが、それだけでは空き家問題の解決には至りません。それぞれの所有者に適した対応策を、じっくり話し合いながら支援することを心掛けています。

空き家等対策の特別措置法ができて約3年。活用・管理・撤去と様々な解決方法も見いだされ、その体制も徐々に整ってきました。すでに空き家をお持ちの方だけではなく、近い将来に相続等で所有者になる方も含めて、まずはお気軽にご相談いただければと思います。

建築課 建築係
濵本 栄二

田辺市新庁舎整備基本計画（素案）について皆さんのご意見をお聞かせください

問合せ　新庁舎整備室 計画係（☎0739-34-3336）

新庁舎の整備については、平成29年8月に東山の商業施設所有者である株式会社オークワと「新庁舎整備に関する基本協定」を締結し、「田辺市新庁舎整備基本計画」の策定に着手しました。

基本計画策定に当たり、まちづくり報告会で市長が皆さんに庁舎整備の考え方を説明するほか、市民意見募集及び市民アンケート・市民ワークショップや高校生ワークショップの開催等、新庁舎整備に係る市民の皆さんの意見やアイデアを聴取し、「人と地域を大切にする未来に『つなぐ』みんなの庁舎」を基本理念とする新庁舎整備基本計画の素案がまとまりました。計画（素案）は、備付け場所又はホームページからご覧いただけます。

■意見募集期間
7月2日㈪～31日㈫

■提出方法　所定の様式（備付け場所に設置）に、住所・氏名・年齢等をご記入の上、各提出先へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAX・Eメールで提出してください。ご意見の内容については、その理由もお書きください。なお、電話・口頭での受付は行っていません。

■意見を提出できる方
次のいずれかに該当する方
◇市内に住所を有する方
◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
◇市内の事務所又は事業所に勤務する方
◇市内の学校に在学する方
◇右記に掲げる方のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

■意見の公表　お寄せいただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方についてホームページ等を通じて公表します。ただし、ご意見をいただいた方に市の考え方を個別にお示しするものではありませんので、ご了承ください。

■公表に当たっての個人情報の取り扱い　「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しません。

■備付け場所・提出先
◇新庁舎整備室（本庁舎2階）
〒646-8545　新屋敷町1
FAX 0739（22）5310
✉ chosha-seibi@city.tanabe.lg.jp
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/choshaseibi/index.html
◇各行政局 総務課
23ページ参照

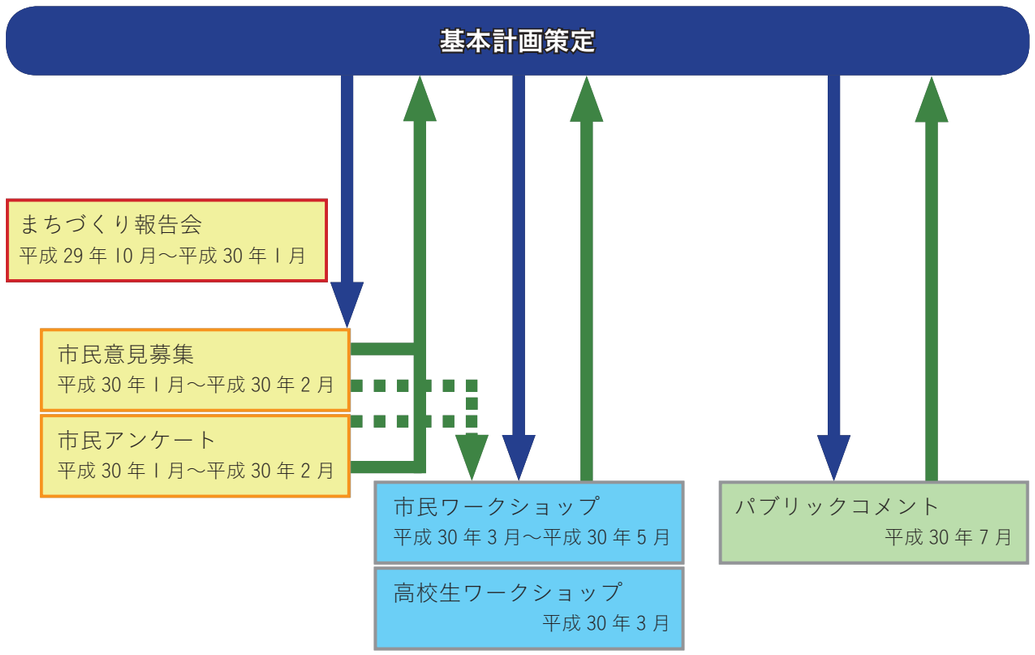

市政功労者・善行者表彰式典を行いました

問合せ　秘書課 秘書係（☎0739-26-9910）

5月29日㈫、市役所で「市政功労者・善行者表彰式典」を行いました。真砂市長から、市政功労者表彰として市政の各分野において功績が顕著な方々に表彰状、また、善行者表彰として多額の金品をご寄附いただいた方々に感謝状をお贈りしました。

田辺市表彰規則では、①地方自治の育成発展（自治）、②社会福祉の増進又は保健若しくは環境衛生の向上（民生）、③産業又は経済の振興発展（産業）、④教育、文化等の振興（教育）、⑤災害、犯罪等社会的不安の防止・除去（治安）の5部門から成る「功労表彰」と、市民の模範となるようなボランティア活動を長期にわたり続けておられる方（善行）や市の公益のために多額のご寄附をいただいた方（寄附）にお贈りする「善行表彰」のほか、「一般表彰」の3種類の表彰を規定しています。

今回表彰された方々は、下記のとおりです。（敬称略）

■市政功労者表彰
◇**自治功労**　福田 安雄、山口 進、吉田 克己、宮本 正信、松下 泰子
◇**民生功労**　幡山 久男、西 裕子、山添 公平、竹中 幸一、髙田 英雄
◇**産業功労**　坂本 一馬、中村 洋子、矢敷 勇氣男、丸屋 弘吉、玉置 伸、中山 敏久、杉若 陽一
◇**教育功労**　田川 和美、北山 和民

■善行者表彰
◇**寄附**　糸川 禎彦、潮 隆雄、久保田 繁雄、下口 英子、西村 良壽、紀伊田辺ライオンズクラブ、宗教法人高山寺、一般財団法人新庄愛郷会、田辺ライオンズクラブ、中田食品株式会社、南新産業株式会社、株式会社山長商店、株式会社ワイエスイー、有限会社SANAA（サナア）事務所

高等学校等通学（下宿・寮）費を助成します

問合せ　下記参照

対　次の全てを満たす保護者の方
◇市に居住し、市の住民基本台帳に記録されていること
◇扶養家族で助成金の対象となる満20歳以下の高校生等の通学費又は下宿費・寮費を月額1万2000円以上（寮費の場合は食費を含む。）負担していること
◇御坊市以南の高等学校等（修業年限が2年以上の学校）に公共交通機関を利用して通学し、又は下宿（入寮）する高校生等（入学した日から3年以内）の保護者であること
◇市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること
◇保護者の年間所得が、基準金額以下であること
※基準額については下記へお問い合わせください。

■助成金の額
通学費、下宿（寮）費助成金はいずれか一つしか受給できません。

◇通学費助成
月額交通費×3分の1（月額1万円・年間10か月分を限度）

◇下宿費・寮費助成
月額下宿費又は寮費から食費相当分を除いた額×3分の1（月額5000円・年間10か月分を限度）

申　7月2日㈪～30日㈪に左記へ申請書・在学証明書・所得証明書（平成29年分）・市税完納証明書を直接お持ちいただくか、郵送してください。申請書及び下宿（入寮）証明書は、左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。
※下宿（寮）費申請の方は、下宿（入寮）証明書も必要です。また、所得証明書・市税完納証明書は、保護者の人数分必要です。

問　◇教育総務課 庶務係
〒646-0028
高雄一丁目23-1
☎0739（26）9941
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/kyouiku/index.html
◇龍神教育事務所
☎0739（78）0301
◇中辺路教育事務所
☎0739（64）0504
◇大塔教育事務所
☎0739（48）0212
◇本宮教育事務所
☎0735（42）1164

第32回弁慶まつりの参加者を募集します

問合せ　下記参照

演劇弁慶伝説　出演者&スタッフ大募集！

対◇出演者
10月5日㊎・6日㊏（雨天翌日順延）の当日参加、8月からの芝居の練習に参加できる方

・**弁慶役**　身長175㎝以上、満18歳以上（高校生不可）の男性1名。副賞賞金は10万円。

・**玉虫役**　満18歳以上（高校生不可）の女性1名。副賞賞金は5万円。

・**その他**　満16歳以上の方。ただし小玉虫役・鬼若役は小学生を想定しています。

※主な配役は湛増（たんぞう）（弁慶の父）・源義経・山賊・家臣・侍女等

※演劇経験、在住の地域、自薦・他薦は問いません。

◇**スタッフ**
当日参加、事前の準備作業、打合せ会議（主に平日の夜）に参加できる方

申7月17日㊋までに住所・氏名・生年月日・身長・職業（学校名）、電話番号を明記の上、下記へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAXでお申し込みください。

問弁慶まつり実行委員会（田辺商工会議所内）
〒646-0033
新屋敷町1
☎0739（22）5064
FAX 0739（25）2783

弁慶ゲタ踊り参加者募集！

日10月6日㊏（雨天翌日順延）

場田辺大通り

申7月27日㊎17時までに左記へ電話でお申し込みください。

※少人数でもご参加いただけますが、団体でお申し込みください。また、個人で参加をご希望の方は当日の参加を受け付けています。

■**その他**　どなたでも参加できる練習会は9月下旬頃に開催予定です。

問観光振興課 地域観光係
☎0739（26）9929

田辺扇ヶ浜海水浴場がオープンします

問合せ　観光振興課 地域観光係（☎0739-26-9929）

日7月1日㊐～8月31日㊎

■**設備**　男女別更衣室・ロッカー・トイレ・シャワー（無料）・温水シャワー（3分間100円）

■**駐車場**　約400台
※最初の1時間は無料。以降1時間ごとに100円

■**レンタル品（有料）**　ビーチパラソル・ライフジャケット・浮き輪・スタンドアップパドル

■**海の家**
◇**昼の部**　10時～17時
◇**夜の部**　要予約

■**主なイベント**

開催日	イベント
7月21日㊏、28日㊏、29日㊐、8月4日㊏、25日㊏、26日㊐	Sunset SUP YOGA（サップヨガ）（要申込）
7月21日㊏～8月19日㊐	ビーチサイドドルフィンin扇ヶ浜（イルカふれあい事業）
7月22日㊐	ビーチバレーボールフェスタ
8月11日㊏㊗	扇ヶ浜まつり
8月19日㊐	ビーチサッカー大会

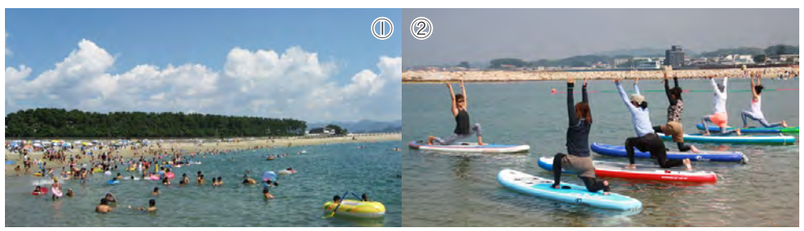

①扇ヶ浜海水浴場　② SUP YOGA（サーフボードよりも大きく浮力の強いボードに乗り、パドルを漕いでクルージングするアクティビティ「SUP」を使ったヨガ体験）

市内観光施設の指定管理者を募集します

問合せ　下記参照

■**指定管理開始時期（管理運営開始時期）**
平成31年4月1日～
※指定管理終了時期については、募集要項をご確認ください。

■**現地説明会**
開催日時については、募集要項をご確認ください。

■**募集要項等の配布**
7月2日㊊～31日㊋に下記又は各行政局産業建設課（23ページ参照）で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■**指定申請書等の受付**
7月9日㊊～8月3日㊎［消印］に左記へ直接お持ちいただくか郵送してください。

問観光振興課 地域観光係（本庁舎3階）
〒646-8545
新屋敷町1
☎0739（26）9929
□http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html

■**対象施設一覧**

	公募する施設名	所在地	備考
龍神	龍神ごまさんスカイタワー（道の駅）	龍神村龍神1020-6	
龍神	林業開発センター深山荘	龍神村小又川281	
大塔	大塔青少年旅行村	下川下1229-9	2施設セットでの公募
大塔	富里温泉センター	下川下982	
大塔	ふるさとセンター大塔（道の駅）	鮎川1000	
本宮	本宮渡瀬温泉センター	本宮町渡瀬45-3	2施設セットでの公募
本宮	本宮渡瀬緑の広場	本宮町渡瀬101	

大塔合川ダムカヌー体験及び大塔地球元気村を開催します

問合せ　下記参照

大塔合川ダムカヌー体験教室の参加者募集

日7月28日㊏（荒天中止）
時9時30分（受付開始）～15時
場合川ダムカヌーポート下
集合川ダムカヌーポート（合川谷野口23）
対指定なし（小学生以下は保護者同伴）
定30名［先着］
料500円
持弁当・飲物・着替え
申7月13日㊎～20日㊎に、左記へ氏名・年齢・住所・連絡先（携帯番号等）をご記入の上、必ずFAX又はEメールでお申し込みください。
問大塔行政局 産業建設課
☎0739（48）0301
FAX 0739（49）0359
✉oto@city.tanabe.lg.jp

第27回 大塔地球元気村2018

日8月11日㊏㊗（荒天の場合は、下記へお問い合わせください。）
時9時～21時頃
場大塔水辺の楽校（がっこう）等
内◇**午前**　カヌー試乗や木工など各種体験教室（要予約）
◇**午後**　アマチュアバンドの演奏、鮎つかみどり体験（中学生以下が対象）
◇**夜**　ステージイベント、よさこい踊り、討論会、大塔花火大会
申各種体験教室については、7月17日㊋～27日㊎に左記へ電話でお申し込みください。［先着］
詳しくは、プログラム冊子又はホームページをご覧ください。
問大塔地球元気村実行委員会（大塔行政局 産業建設課内）
☎0739（48）0301
□http://www.aikis.or.jp/~otomura/

8月から介護保険制度の一部が変わります

問合せ　やすらぎ対策課 介護保険係（☎0739-26-4931）

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合が、下記のとおり変わります。

■7月まで

負担割合	該当する方
2割	次の全てに該当する方 ◇本人の合計所得金額が160万円以上 ◇同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯＝280万円以上 ・二人以上世帯＝346万円以上
1割	上記以外の方

■8月から

負担割合	該当する方
3割	次の全てに該当する方 ◇本人の合計所得金額が220万円以上 ◇同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯＝340万円以上 ・二人以上世帯＝463万円以上 ※2割負担に該当する方の中で、より所得の高い方に3割負担をお願いすることになります。
2割	次の全てに該当する方 ◇本人の合計所得金額が160万円以上 ◇同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯＝280万円以上 ・二人以上世帯＝346万円以上
1割	上記以外の方

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、8月から合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額の算定基準が下記のとおり変わります。（70歳未満の方のみの世帯は変更ありません。）

■7月算定分まで

所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ※1	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※2	19万円	19万円

■8月算定分から

所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ※1	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※2	19万円	19万円

※1　市民税非課税世帯の被保険者。低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
※2　市民税非課税世帯の被保険者で、世帯全員の所得金額が0円の方。

※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
※支給対象となる方は医療保険の窓口へ申請が必要です。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

問合せ　保険課 保険税係（☎0739-26-9965）

■平成30年度の保険料額を7月中旬頃にお知らせします

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合が市町村と連携、協力して運営しています。

本制度には、75歳以上の方と、一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上75歳未満の方が加入します。

本制度に係る費用のうち、医療機関で支払う自己負担分を除いた分は、公費が約5割、現役世代の支援が約4割、残り約1割を被保険者の皆さんに納めていただく保険料で負担しています。

■保険料の算定方法

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と所得に応じて決まる所得割額の合計額となり、個人単位で計算します。

■所得の低い方の保険料軽減

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、下表のとおり均等割額が軽減されます。また、今年度は、均等割額5割・2割軽減の対象が拡大されました。ただし、総所得金額等が不明の場合は、適用されません。

■職場の健康保険等の被扶養者だった方の保険料軽減

資格を得た日の前日に、被用者保険の被扶養者だった方は、保険料の均等割額が5割軽減され、所得割額は掛かりません。

■保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料の納付方法は、受給している年金額等によって異なります。

特別徴収（年金天引き）の対象となる年金の年額が18万円以上で、介護保険料との合計額がその年金額の2分の1を超えない方は、原則として特別徴収となります。ただし、お申出により口座振替を選択することができますので、ご希望の方は、上記へお問い合わせください。

なお、特別徴収の対象とならない方や、新規に資格を取得された方の特別徴収が開始されるまでの期間は、普通徴収（納付書又は口座振替による納付）となります。

■保険料の減免制度

罹災や、世帯主の失業による所得の激減等、和歌山県後期高齢者医療広域連合の定める要件に該当する場合には、保険料の徴収猶予や減免制度がありますので、上記へご相談ください。

■平成30年度の保険料率等（年間）

均等割額	4万5,812円（平成29年度は4万4,177円）
所得割額	（平成29年中の総所得金額等－33万円【基礎控除額】）×8.80％（平成29年度は8.93％）
限度額	62万円（平成29年度は57万円）

※保険料率は和歌山県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

■均等割額の軽減【平成30年度軽減対象判定基準】

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等（平成29年中）の合計額		軽減割合
33万円以下の世帯	8.5割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他所得がない場合	9割
		8.5割
33万円＋（27万5,000円×当該世帯に属する被保険者数）以下の世帯		5割
33万円＋（50万円×当該世帯に属する被保険者数）以下の世帯		2割

※軽減判定の際、65歳以上（昭和28年1月1日以前生まれ）の方は、公的年金所得から15万円が控除されます。

後期高齢者医療制度の保険証の色が、「うすい緑色」から「みず色」に変わります

現在お持ちの保険証（被保険者証）は、7月31日㈫が有効期限となっています。

新しい保険証は、7月中に簡易書留郵便により送付します。（お手元に届いたときから使用できます。）

※前年所得により、一部負担金の割合を変更する場合があります。

※有効期限切れの保険証は、返却又は裁断処分してください。

問 保険課 医療係 ☎0739（26）9926

国民健康保険税・介護保険料について

問合せ　保険課 保険税係・収納係（☎ 0739-26-9965）

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（以下「国保」）は、皆さんが安心して平等に医療を受けられるために、自営業の方や職場等で健康保険に加入されていない方、また、会社を退職された方等を対象とした医療保険制度です。

国保の財源は、皆さんに納めていただく保険税や国、県からの補助金等で賄われています。保険税は、病気やけが等の医療費や出産育児一時金、葬祭費等の給付を行うための大切な財源です。国保、後期高齢者医療及び介護保険制度の円滑な運営を図るため、被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■平成30年度の保険税

国保の制度改革により、平成30年度からは都道府県単位で運営し、本市としては和歌山県が示す標準的な保険税率等を基本として、保険税率等を改定することとなりました。下表に基づき保険税額を算定し、7月中旬頃に国保の被保険者の属する世帯の世帯主（納税義務者）に、通知書をお届けします。

■所得の低い方の保険税軽減

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、次のとおり、均等割額及び平等割額が軽減されます。

今年度は、2割・5割軽減に係る所得判定基準額が改正され、軽減範囲が広がりました。ただし、総所得金額等が不明（所得の申告をされていない等）の場合は適用されません。

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
基準額	33万円以下の世帯	33万円＋27万5000円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯	33万円＋50万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯

【軽減制度があります】

倒産・解雇や雇い止め等による離職をされた方で失業等給付を受ける方については、保険税が軽減される場合があります。

対雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当の方

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象外です。

申軽減を受けるには申請が必要です。雇用保険受給資格者証の離職理由、申請について詳しくは、上記へお問い合わせください。

平成30年度の税額表

保険税の年間税額は、世帯で算定した医療保険分、後期高齢者支援金等と介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の介護保険分の3項目の合算額となります。

各項目の課税額は、所得から算定する所得割額、固定資産税から算定する資産割額、被保険者数から算定する均等割額、1世帯当たりの平等割額の合算額です。各項目には、それぞれ課税の上限（課税限度額）が設定されています。今年度の課税限度額は、地方税法施行令の改正に伴い、医療保険分が58万円に引き上げられます。後期高齢者支援金等及び介護保険分は昨年と同額（後期高齢者支援金等は19万円、介護保険分は16万円）です。

■医療保険分（国保加入全世帯）　課税限度額 58万円（年額）

所得割額		資産割額		均等割額		平等割額
【前年中の総所得金額等－基礎控除額（33万円）】×5.5％	＋	【今年度の固定資産税額（土地及び家屋に係る分）】×34.8％	＋	【世帯の被保険者数】×2万2,000円	＋	【1世帯当たり】1万9,800円

■後期高齢者支援金等（国保加入全世帯）　課税限度額 19万円（年額）

所得割額		資産割額		均等割額		平等割額
【前年中の総所得金額等－基礎控除額（33万円）】×1.9％	＋	【今年度の固定資産税額（土地及び家屋に係る分）】×8.5％	＋	【世帯の被保険者数】×7,400円	＋	【1世帯当たり】6,400円

■介護保険分（40歳以上65歳未満の方〔介護保険第2号被保険者〕のいる世帯）　課税限度額 16万円（年額）

※介護保険第2号被保険者の総所得金額等・固定資産税額・被保険者数

所得割額		資産割額		均等割額		平等割額
【前年中の総所得金額等－基礎控除額（33万円）】×1.6％	＋	【今年度の固定資産税額（土地及び家屋に係る分）】×8.9％	＋	【世帯の介護保険第2号被保険者数】×1万300円	＋	【1世帯当たり】5,400円

介護保険料のお知らせ

■平成30年度介護保険料及び納付方法の決定通知書を7月中旬頃にお届けします

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支えるための制度です。保険料や税金を財源とすることにより、費用の一部を負担するだけで、様々な介護サービスを受けることができます。

介護保険制度の運営に必要な費用のうち、50％が公費負担され、残りの50％が第1号被保険者保険料（65歳以上の方、23％）及び第2号被保険者保険料（40～64歳の方、27％）で賄われています。

介護保険料は、市の介護サービス利用に要する費用と地域支援事業に要する費用に基づき決定されます。本年度の第1号被保険者保険料は、上表のとおりです。（第2号被保険者保険料は、加入している医療保険ごとの算出方法により決められ、医療保険分と併せて徴収されます。）

■保険料の納付方法

年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金を受けている方の納付方法は、原則として特別徴収（年金天引き）です。特別徴収の対象とならない方や、新規に資格を取得された方の特別徴収が開始されるまでの期間の納付方法は、普通徴収（納付書又は口座振替）です。

問◇介護保険料について
保険課 保険税係
☎14ページ参照
◇介護サービスについて
やすらぎ対策課 介護保険係
☎0739（26）4931

■平成30年度介護保険料額

保険料段階	保険料額（年間）	対象となる方		
1段階	3万5,500円	◇生活保護を受給している方 ◇老齢福祉年金を受給している方のうち世帯全員が非課税の方		
		本人が市民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市民税非課税	平成29年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
2段階	5万9,100円			平成29年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
3段階	5万9,100円			平成29年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が120万円を超える方
4段階	7万1,000円		同じ世帯に市民税課税者がいる方	平成29年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
5段階	7万8,800円			平成29年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円を超える方
6段階	9万4,600円	本人が市民税課税	平成29年中の合計所得金額が120万円未満の方	
7段階	10万2,500円		平成29年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	
8段階	11万8,300円		平成29年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	
9段階	13万4,000円		平成29年中の合計所得金額が300万円以上の方	

延滞金は、租税債務の履行遅滞に対する遅延利息として徴収するものです。これは、納期内に納付した方の利益を尊重し、また、納期内の自主納付を促進して、納付秩序の確立を図るという趣旨に基づいています。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付は口座振替で

普通徴収の納付に口座振替を利用すると、指定された預貯金口座から自動的に引き落とされます。納付の度に金融機関へ行く必要がなく、納め忘れがありません。また、一度手続をすると、翌年度からも自動的に継続されます。ただし、保険の項目が異なる場合、改めて手続が必要となります。

口座振替のご依頼は、預貯金口座をお持ちの金融機関で、備付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申し込みください。お申込みには、預貯金通帳・印鑑・納付書が必要です。

納期は、7月～平成31年3月の毎月（全9回）です。何らかの事情で納付が困難な場合は、お早めに保険課収納係（☎14ページ参照）へご相談ください。

納期限後納付には、督促手数料・延滞金が掛かります

保険税（保険料）は、納期限までに納付してください。

督促状は、納期限後20日以内に発送します。督促手数料は督促状1通につき80円です。

田辺市文化賞受賞候補者を募集します

昭和45年に創設した「田辺市文化賞」の制度を継承し、毎年、市の文化の発展に貢献された方々にお贈りし、その功績をたたえています。

次の要領で、受賞候補者を広く市民の皆さんからも募集します。

対市内在住の方、又は市出身者若しくは市に在住したことのある個人で、市の文化（学術・芸術・体育・生活文化等）の発展に貢献した方

※ただし、推薦は他薦に限る。

■受賞者の決定

田辺市文化賞推薦委員会で審議を行い、その答申に基づき市長が決定します。

申7月2日㈪～31日㈫［必着］に、推薦書類に必要な事項を記入し、左記へ郵送又は直接提出してください。（提出いただいた推薦書類は、返却しません。）なお、推薦書類は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

問秘書課 秘書係
〒646-8545 新屋敷町1（本庁舎3階）
☎0739（26）9910
□http://www.city.tanabe.lg.jp/hisho/index.html

物品入札参加者等追加登録の受付をします

■受付期間 8月1日㈬～31日㈮

■受付場所 左記及び各行政局総務課（23ページ参照）

内市が発注する物品（食料品を除く。）及び役務等（警備・物品賃貸・集団健康診査等）の業務を受注しようとする事業者は、物品入札参加者等としての登録が必要です。

対◇市内に本店及び営業所のある事業者は、申請書類を直接お持ちください。

◇右記以外の事業者は、申請書類を直接お持ちいただくか、郵送してください。

■申請書類 市指定様式、別に定める必要書類

■登録の有効期間
10月1日㈪～平成31年3月31日

■要項の配布 左記で行っています。郵送を希望の場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封の上、お申し込みください。ホームページからも取得できます。

問契約課 契約管財係（本庁舎3階）
☎0739（26）9964
□http://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html

市営住宅入居者を募集します

■募集住宅

◇本庁管内
《新万》新万…3戸
《新庄》内之浦6…2戸

◇龍神行政局管内（1戸）
《安井》安井

◇中辺路行政局管内（2戸）
《川合》川合2

◇大塔行政局管内（1戸）
《鮎川》鮎川下附6

■間取り・家賃等 間取りは、2DK、3DK等タイプが異なります。家賃は、7800円～6万5300円で、住宅や所得により異なります。

申7月2日㈪～23日㈪［消印］に郵送で左記へお申し込みください。申込用紙は、左記又は各行政局産業建設課（23ページ参照）で配布しています。

なお、応募者多数の場合は、抽選で決定します。抽選は、8月3日㈮10時から、本庁舎3階「第一会議室」で行います。

■随時募集住宅 計12戸［先着］

問建築課 市営住宅係
〒646-8545 新屋敷町1（社会福祉センター1階）
☎0739（26）9936

自衛官を募集します

対日本国籍を有し、自衛隊法第38条第1項の規定に該当しない方で、平成31年4月1日現在、18歳以上27歳未満（航空学生は21歳未満）の男女

■各種コース・試験日及び試験場所

コース		試験日	試験場所	受付締切り
自衛官候補生（任期制コース）	男子	9月28日㈮	市民総合センター	9月27日㈭
	女子	9月29日㈯	和歌山県民文化会館	
一般曹候補生		9月21日㈮	市民総合センター	9月7日㈮
航空学生		9月17日㈪㈷	和歌山県民文化会館	

※随時、個別説明実施中（要予約）

問自衛隊和歌山地方協力本部田辺地域事務所（下万呂564-2）
☎0739（24）6219

市営墓地の使用者を募集します

■募集区画
芳養みどり墓地（西・東）、神子浜墓地、本宮町大居墓地

区画の詳細については、下記へお問い合わせください。

対次の要件を全て満たす方
◇市に住民登録をしている方
◇現在、自宅等で遺骨を所持・保管されている方又は民間墓地から移転を希望されている方
◇使用許可を受けた後、1年以内に遺骨を埋蔵される方
◇現在、市営墓地を持っていない方

※注意事項がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

申7月17日㈫～31日㈫［必着］に申込書に必要事項をご記入の上、下記へ直接又は郵送でお申し込みください。申込書は、下記及び各行政局住民福祉課（23ページ参照）で配布しています。

■墓地使用許可予定者及び補欠者の決定

同一区画に申込者が2名以上の場合は、抽選により決定します。また、1名の補欠者を決定し、当選者に辞退がある場合は、繰上げ当選とします。抽選は、8月17日㈮14時から、本庁舎3階「第一会議室」で行います。

二次募集についての詳細は、広報紙等で改めてお知らせします。

問環境課 環境対策係
〒646-8545 新屋敷町1（本庁舎2階）
☎0739（26）9927

食生活改善推進員養成講座の参加者を募集します

■各日時及び内容

日程	時間	内容
7月24日㈫	10時～15時	開講式、国民の健康状況と健康日本21、健康づくりと生活習慣病
8月1日㈬、22日㈬		調理実習、栄養の基礎知識
9月6日㈭		健康づくりと身体活動、食品衛生と食環境保全
10月2日㈫	10時～12時	地区組織活動について、修了証書授与

場市民総合センター4階「会議室」

※2回目以降の部屋はその都度お伝えします。

対◇市に住民票のあるおおむね75歳以下の方
◇全講座修了後は食生活改善推進協議会に入会し、ボランティア活動に参加できる方
◇全ての講座（5回）に参加できる方

定20名［先着］

料テキスト代1000円、調理実習材料費（500円×2回）

持筆記用具・参加費

■服装 動きやすい服装

申左記へ直接又は電話でお申し込みください。

問健康増進課 健康管理係（市民総合センター2階）
☎0739（26）4901

速歩き健康塾を開催します

日9月14日、21日、10月5日、26日（全㈮）

時13時30分～15時30分（受付13時～）

場市民総合センター2階「交流ホール」

内◇速歩き健康法について
◇速歩き体験
◇食事について考えよう
◇室内運動（ストレッチ等）

対左記のいずれかを満たし、原則4回とも参加できる方
◇市に住民票のある40歳～74歳で、運動可能な方
◇田辺市国保、その他保険者による特定健康診査を受診された方
※初めて参加される方を優先します。

定20名［先着］

持筆記用具・室内用運動靴・眼鏡（必要な方）・飲物

■服装 動きやすい服装

申7月17日㈫～31日㈫に、左記へ直接又は電話でお申し込みください。

問健康増進課 健康管理係（市民総合センター2階）
☎0739（26）4901

おやこの食育教室の参加者を募集します

日時7月28日㈯ 10時～13時

場市民総合センター4階「料理実習室」

内「食べ物を選ぶ力」「食べ物の味がわかる力」が重点テーマです。子供の頃からの減塩対策や、バランスの取れた食事を体験していただきます。

対市に住民票がある年長～小学6年生とその保護者

定15組［先着］

料親子で300円（子供2人目からは、1人につき150円必要）

持上履き・エプロン・三角巾・マスク・手拭き1枚・布巾1枚・筆記用具

申7月11日㈬から左記へ電話でお申し込みください。

問健康増進課 健康管理係
☎0739（26）4901

缶短料理教室を開催します

日 8月28日㊋
時 10時～13時（受付9時30分～）
場 三栖コミュニティセンター2階「調理室」
内 体力的な理由や日常の忙しさから調理の時間が短くなってきたという方に、非常時にも役立つ缶詰を使って短時間でできる料理を紹介し、簡単に栄養バランスがとれる知識を学びます。
対 市に住民票のある65歳以上の方
定 12名［先着］
料 500円
持 エプロン・三角巾・手拭きタオル・マスク・上履き（滑りにくいもの）・筆記用具
申 7月17日㊋～8月10日㊎に、左記へ電話でお申し込みください。
問 やすらぎ対策課 高齢福祉係
☎0739（26）4910

ハワイアンT・Cafeを開催します

日 7月14日㊏
時 13時30分～15時30分
場 市民総合センター4階
内 田辺高校の生徒と国際交流センターが企画した人気企画「T・Cafe」を実施します。地元在住の外国人との楽しい国際交流イベントです。ハワイと日本のエンターテイメントやクラフトなど、様々な外国の文化を紹介するイベントに是非遊びに来てください。
対 小学生（3年生以下は保護者同伴）以上
定 40名［先着］
持 無色透明の瓶（ペットボトル可）
申 7月12日㊍までに左記へ電話でお申し込みください。
問 国際交流センター（生涯学習課内）
☎0739（33）9019
※英文での紹介はホームページ上に記載
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/index.html

第1回高川杯田辺囲碁大会を開催します

日時 9月2日㊐ 9時～17時
場 市民総合センター2階「交流ホール」
内 Sクラス（オール互先）、Aクラス（4段以上）、Bクラス（2・3段）、Cクラス（初段以下）
※参加人数により、クラスを変更させていただく場合があります。
定 100名［先着］
料 無料（弁当代は実費負担）
申 7月11日㊌～8月24日㊎に、申込用紙に必要事項をご記入の上、左記へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAX・Eメールでお申し込みください。なお、申込用紙は公民館等に設置するほか、ホームページからも取得できます。
問 生涯学習課 公民館係
〒646-0028 高雄一丁目23-1（市民総合センター3階）
☎0739（26）4925
FAX 0739（25）6029
✉ shougai@city.tanabe.lg.jp
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/kouminkan/index.html

南方熊楠顕彰館で企画展や講座を開催します

【第25回特別企画展「南方熊楠－100年早かった智の人－】
日 7月21日㊏～9月17日㊊㊗
場 南方熊楠顕彰館
内 平成29年12月19日～3月4日に国立科学博物館（東京・上野）で開催された企画展の巡回展を開催します。

【夏休み子供講座「探してみよう！土の中の生き物」参加者募集】
日時 8月19日㊐ 9時～12時
場 ふるさと自然公園センター
※雨天の場合は、屋内で観察します。
内 南方熊楠は、「エコロジー」という言葉を使って、神社の森を守ろうとしました。森には多くの草や木・虫・鳥など、さらに、土の中にも生き物がたくさんいます。その「土の中の生き物」を観察することによって、生き物同士のつながりを学ぶ機会として、観察会を実施します。
■**講師** 山本 佳範 さん（日本土壌動物学会）
土永 知子 さん（南方熊楠記念館学術スタッフ）
土永 浩史 さん（和歌山県立神島高等学校教諭）
対 小学生（3年生以下は保護者同伴）
定 20名［先着］
申 7月27日㊎10時から左記へ電話でお申し込みください。持ち物など注意事項がありますので、詳しくは左記へお問い合せください。

【海の日特別開館について】
日 7月16日㊊㊗
時 10時～16時30分（最終入館）
場 南方熊楠顕彰館
内 ◇18歳以下は南方熊楠邸の入場無料
◇オリジナルグッズプレゼント（先着30名）
問 南方熊楠顕彰館
☎0739（26）9909

手作りえほんワークショップを開催します

日 8月2日㊍
時 13時30分～15時30分
場 たなべる2階「大会議室」
■**講師** 松下 恭子 さん（イラストレーター）
対 小学生
定 25名［先着］
持 鉛筆・消しゴム・はさみ・毛糸・フェルト・シール 等
申 7月19日㊍から、左記へ直接又は電話でお申し込みください。
問 市立図書館
☎0739（22）0697

男女共同参画センター防災講座を開催します

日 8月19日㊐
時 13時30分～15時30分
場 市民総合センター4階「交流ホール」
内 「避難所運営ゲームHUG（ハグ）」の体験やトイレの話、簡単防災クッキングの紹介等。
いざという時に適切な対応をするために、多様なニーズに配慮した視点を持って、今からできる備えを考えませんか。
■**演題** 自然災害発生！どうなる？どうする？～避難所で起こる様々なできごとを体験しよう～
■**講師** 鹿毛（かげ） 智子 さん（田辺市社会福祉協議会職員）
定 40名［先着］
申 7月17日㊋から、左記へ電話又はEメールでお申し込みください。
■**一時保育** 小学3年生までを対象に先着順で無料。定員は10名。締切りは8月8日㊌です。
問 男女共同参画センター
☎0739（26）4936
✉ danjo@city.tanabe.lg.jp

第65回田辺市美術展覧会の開催と出展作品募集について

日 ◇**第1期** 10月5日㊎～7日㊐
書・彫塑（ちょうそ）・生花の部
◇**第2期** 10月12日㊎～14日㊐
洋画・写真・工芸の部・（招待出品）日本画・工芸
時 9時～19時（各期最終日の7日、14日は17時まで）
■**募集作品**
書・彫塑・生花・洋画・写真・工芸
内 市内及びその周辺に住所又は本籍を置く方又は通勤・通学されている方等（中学生以下は除く。）
応募希望者は、作品1点につき500円（高校生は無料）を添えて、次の各日程で紀南文化会館へ、9時～17時に直接お持ち込みください。
◇**書** 10月1日㊊
◇**彫塑** 10月1日㊊
◇**生花** 10月4日㊍
◇**洋画** 10月8日㊊㊗
◇**写真** 10月8日㊊㊗
◇**工芸** 10月8日㊊㊗
※生花は事前申込みが必要です。9月7日㊎［消印］までに、はがきに氏名、住所、年齢、電話番号、格花・盛花の別をご記入の上、左記へお申し込みください。ただし、45名を超えた場合、抽選となります。
※活け込みは、10月11日㊍8時40分～12時までに紀南文化会館となっています。
問 文化振興課 文化振興係
〒646-0028
高雄一丁目23-1
☎0739（26）9943

南葵（なんき）音楽文庫紀南講演会&演奏会を開催します

日 9月2日㊐
時 14時～16時（開場13時30分）
場 紀南文化会館4階「小ホール」
内 ①第一部 『南葵音楽文庫に宿る「魂」』
◇**講師** 美山（みやま） 良夫（よしお） さん
②第二部 『いま蘇る南葵楽堂 伝説の音楽会』
◇**出演** 渡部（わたなべ） 玄一（げんいち） さん（チェロ）、桑生（くわお） 美千佳（みちか） さん（ピアノ）
◇**曲目** ホルマン「セレナーデ」、サン・サーンス「白鳥」他
■**整理券配布日** 7月11日㊌～
※一名につき4枚までとなります。
■**配布場所** 左記及び紀南文化会館・各行政局教育事務所 等
問 文化振興課 文化振興係（市民総合センター）
☎0739（26）9943

▲渡部 玄一
（読売日本交響楽団）

龍神村一斉美化清掃を行います

昨年に引き続き、次の日程で一斉に美化清掃を行います。
日 7月29日㊐
時 8時～ ※少雨決行
場 龍神行政局管内の道路・河川及び地域周辺（地区ごとに現地集合）
問 龍神行政局 住民福祉課
☎0739（78）0820

特別展と開館20周年なかへちコレクション特別公開Ⅱを開催します

日 7月21日㈯～9月17日㈪㈷
時 10時～16時30分（最終入館）
休 毎週㈪（9月17日は開館）
場 ①特別展『現代の織Ⅲ：朝倉美津子』 市立美術館
②開館20周年なかへちコレクション特別公開Ⅱ『雑賀清子』 熊野古道なかへち美術館
内 ①織による現代の造形表現を、代表的な作家の特集によって紹介するシリーズ『現代の織』の三回目です。今年度は、織りの構造そのものを表現に取り込んだ斬新な作品を発表し続けている朝倉美津子（1950～）の制作を取り上げます。
②熊野古道なかへち美術館の開館20周年を記念して、旧町立美術館時代に収集したコレクション（なかへちコレクション）を主に、雑賀清子の作品を特別に無料で公開します。
料 ①600円（480円）②無料
※（ ）内は20名以上の団体割引料金です。学生及び18歳未満の方は無料です。その他、観覧料の減額や免除の制度もありますのでお問い合わせください。

【アーティストトーク】
日 8月11日㈯㈷・9月8日㈯
時 いずれも14時～
■講師 朝倉 美津子さん
場 市立美術館「展示室」
料 観覧料のみ必要
問 ◇市立美術館
☎0739（24）3770
◇熊野古道なかへち美術館
☎0739（65）0390

▲朝倉 美津子《躍動》

▲雑賀 清子《あじさい》

7月分～2019年6月分の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付が始まります

国民年金は、20歳以上60歳未満の方が必ず加入（厚生年金等加入者及びその扶養となっている配偶者は除く。）し、保険料の納付をしなければなりません。未納の場合は、老齢基礎年金や障害基礎年金等を受給できない場合があります。

現在の国民年金保険料は月額1万6340円ですが、経済的な事情等により保険料の納付が困難な場合には、保険料の免除を申請することができます。

また、50歳未満の方には納付猶予の制度もあります。保険料の免除は、本人・配偶者・世帯主の全員の前年中所得がそれぞれ一定の基準額以下である方が対象です。

なお、失業された方は、離職票又はハローワーク発行の雇用保険受給資格者証等があれば、特例免除を受けられる場合があります。

■申請期間 7月2日㈪～
※過年度分は、原則届出日の2年1か月前まで遡って申請できます。
問 ◇市民課 庶務年金係
☎0739（26）9925
◇田辺年金事務所 国民年金課
☎0739（24）0432

集団検診を受けて、健康づくりに活かそう！

日 ◇**胃がん検診あり** 8月26日㈰、9月11日㈫、30日㈰、10月17日㈬、11月3日㈯㈷、平成31年1月26日㈯、27日㈰
◇**胃がん検診なし** 8月25日㈯、9月12日㈬、10月1日㈪、11月4日㈰、平成31年2月2日㈯
時 7時30分～9時30分
場 市民総合センター1階「保健センター」
申 事前に検診日程と検診項目の申込みが必要です。定員になり次第受付を締め切りますので、お早めにお申し込みください。また、受診の際には、各受診券又はクーポン券（対象者）が必要です。紛失された場合は、再発行できます。検診の内容や対象、自己負担金等については、左記へお問い合わせください。
問 健康増進課 健康管理係
☎0739（26）4901

和歌山県在宅育児支援事業給付金を支給します

平成30年度から、市内に住民登録がある多子世帯の0歳児を対象に在宅育児支援給付金の支給が始まります。

生後2か月を超えた翌月から1歳になった月までの10か月間を対象に、保護者に月額1万5000円（最大15万円）を支給します。

■対象乳児 平成29年4月2日以降に生まれた乳児で、次の要件を満たす場合
①同一世帯（生計を一にする世帯）内の第3子以降
②市民税所得割合算額が7万7101円未満である同一世帯（生計を一にする世帯）内の第2子
■支給対象者 市内に住民登録があり、対象児童を家庭で監護している保護者。ただし他の給付金・助成制度（育児休業給付金、紀州っ子いっぱいサポート事業による保育料無償化など）の支援を受けていない等の要件があります。
申 平成30年度支給分については、平成31年3月31日までに申請が必要です。詳しくは、ホームページをご覧いただくか、下記へご連絡ください。
問 子育て推進課 保育係
☎0739（26）4904
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/kosodatesuishin/index.html

新しい国民健康保険高齢受給者証を送付します

内 70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」は7月31日㈫が有効期限となっています。8月1日㈬からご使用いただく新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。

高齢受給者証には、自己負担割合を示していますので、医療機関等で受診する際には、保険証と一緒に窓口に提示してください。自己負担割合は、平成29年中の所得等により変更になる場合があります。

※有効期限切れの高齢受給者証は、8月1日㈬以降に返却又は裁断処分してください。

4月から、市町村に加えて都道府県が国民健康保険の保険者となり、国民健康保険の運営を担うこととなりました。これに伴い、新しい高齢受給者証から様式の一部が変更となります。

◇高齢受給者証の名前が「国民健康保険高齢受給者証」から「和歌山県国民健康保険高齢受給者証」に変更されます。
◇「保険者名」の項目が「交付者名」に変更されます。
◇有効期限の記載が最上段へ移動します。
問 保険課 庶務係
☎0739（26）9924

高額療養費の限度額が変わります

70歳以上の方の高額療養費の限度額が8月から下表のとおり改正されます。（住民税非課税世帯の限度額については変更がありません。）

今回の改正により、「現役並み所得者Ⅰ」「現役並み所得者Ⅱ」の世帯の方で入院など医療機関への支払いが高額になる可能性のある方は、保険課の窓口で『限度額適用認定証』の交付を受けて、医療機関の窓口にあらかじめ提示すれば、医療費のお支払いが限度額までになります。

詳しくは、左記へお問い合せください。

問 ◇保険課 庶務係
☎0739（26）9924
◇保険課 医療係
☎0739（26）9926

区分	7月まで			8月から		
	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）	高額介護合算限度額	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）	高額介護合算限度額
現役並み所得者Ⅲ《690万円以上》	5万7,600円	8万100円＋1％（多数回4万4,400円）	67万円	25万2,600円＋1％（多数回14万100円）		212万円
現役並み所得者Ⅱ《380万円以上》				16万7,400円＋1％（多数回9万3000円）		141万円
現役並み所得者Ⅰ《145万円以上》				8万100円＋1％（多数回4万4,400円）		67万円
一般《145万円未満》	1万4,000円	5万7,600円（多数回4万4,400円）	56万円	1万8,000円	5万7,600円（多数回4万4,400円）	56万円

《 》内は市民税課税標準額
「多数回」は、過去12か月間で同じ世帯で3回以上限度額に達した場合の4回目以降の限度額です。

※一般の外来の年間上限額は8月以降も14万4000円のままです。

短期集中通所型サービスで、いきいき元気に

日常生活支援総合事業の通所型サービスの一つとして、短期間（6か月間）で集中的にトレーニングに取り組む介護予防のための短期集中通所型サービスを実施しています。

年齢とともに「つまづきやすくなった」、「疲れやすくなった」といった運動機能の低下に対し、意識して取り組むことで、より健康な状態へと改善させるためのものです。

■サービスの種類

①マイトレ教室　足腰を鍛える運動や栄養に関する講座、お口の体操など、総合的に体力を改善するためのプログラムです。

②水中運動教室　水中の浮力を利用して関節に負担を掛けずに、しっかりトレーニングができるプログラムです。

場①松風荘・たきの里・やすらぎ荘・龍の里・龍トピア・中辺路福祉センター・大塔ふくし会館・本宮保健福祉総合センター
②プレジール

対◇要支援認定を受けている方
◇要支援認定を受けていない方で地域包括支援センターのケアマネージャーが問診した結果、改善が見込まれると判断された方

サービスを利用する場合には、ケアマネージャーによるケアプランの作成が必要となります。

※要支援認定を受けている方は、担当のケアマネージャーにご相談ください。

■期間　週1回（6か月間）

■送迎サービス（無料）　自分で教室まで通うことが難しい場合は、利用できます。

問やすらぎ対策課 高齢福祉係
☎0739（26）4910

戦争の悲惨さ、忘れないために

原爆が投下された広島市と長崎市では、それぞれ毎年8月6日8時15分、8月9日11時2分に、原爆の犠牲となり亡くなられた方々のご冥福と世界の恒久平和の実現を祈念して、平和の鐘を合図に1分間の黙とうをささげることになっています。

私たちもこの趣旨に賛同し、それぞれの家庭・職場・地域で、黙とうをささげましょう。

問総務課 庶務係
☎0739（26）9916

Uターン就職希望の方へUターンフェアin田辺を開催します

日時8月11日㊏祝　13時～16時
場ガーデンホテルハナヨ「アリーナ会場」（文里二丁目36-40）
内個別面談による企業内容の説明、田辺公共職業安定所による就職相談を実施します。

今年度は初めてウェブ面接を実施します。詳しくは左記ホームページをご覧ください。また、昨年度に引き続き「わかやまIT企業説明会in田辺」も同時開催されます。

対県外に在住する和歌山県出身の大学等の新規卒業予定者、一般Uターン希望者

■参加予定企業　約40社

問商工振興課 商工労政係
☎0739（26）9970
□http://www.aikis.or.jp/~tcci/uturn/

労働に関する相談窓口の設置及びマタハラ防止対策の義務化について

【和歌山労働局では、労働トラブル等の相談窓口を設置しています】

内解雇、賃金の引下げ、募集・採用、パワハラなどの労働問題全般について、電話や面接での労働相談を行っています。労働者、事業主どちらからの相談もお受けします。相談者の方のプライバシーの保護に配慮していますので、お気軽に最寄りの総合労働相談コーナーにご相談ください。また、和歌山労働局総合労働相談コーナーでは、7月～12月の間「ハラスメント特別相談窓口」を開設しています。

問◇和歌山労働局総合労働相談コーナー
☎073（488）1020
◇田辺総合労働相談コーナー
☎0739（22）4694

【マタハラ防止対策が義務化されました】

内平成29年1月1日から、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントについては、防止措置を講じることが事業主に義務付けられています。

上司や同僚からのハラスメントを受けてお悩みの方、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

妊娠・出産を理由とした不利益取扱いなどに関する相談対応を始め、妊娠・出産をしながら働く女性のための制度もご紹介します。

問和歌山労働局 雇用環境・均等室（和歌山労働局4階）
☎073（488）1170

第32回熊野古道清姫まつりを開催します

日7月28日㊏
時18時～　※少雨決行（予備日　7月29日㊐）
場中辺路町真砂（河原）
内神こもる熊野の聖地「中辺路」。平安の昔より「蟻（あり）の熊野詣」といわれるほど、多くの人が熊野を目指しました。熊野詣と関わりが深く、中辺路に古くから伝わる「清姫」の伝説が今年も夏の夜によみがえります。

ステージイベントや特産品販売があります。クライマックスは、清姫情炎（天空より火炎が飛来）から柱松へと続き、フィナーレは富田川の水面を照らして熊野三千六百峰に響き渡る打ち上げ花火です。

問中辺路町観光協会（熊野古道館内）
☎0739（64）1470

小規模な飲食店にも消火器の設置が義務付けられます

内平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を受けて、こんろ火災における初期消火の必要性が重要視され、消防法令が改正されました。

改正の内容は、現行では延べ面積が150㎡以上の飲食店に消火器の設置が義務付けられていますが、今回の改正により、こんろなどの火気を使用する設備等を用いる飲食店については、延べ面積に関わらず消火器の設置が義務付けられました。

◇消火器の設置を要しない飲食店

火気を使用する設備等を設置していない場合や、防火上有効な措置が講じられた設備又は機器のみを使用している場合は、今回の設置義務の対象から除外されています。

◇消火器の設置期限

2019年10月1日から消火器の設置が義務化されますので、それまでに営業されている飲食店についても2019年9月末日までに設置が必要となります。

問市消防本部 予防課 予防係
☎0739（26）9954

主な電話番号等

■**田辺市役所**　〒646-8545 新屋敷町1
☎0739-22-5300㈹　FAX0739-22-5310
■**市民総合センター**　〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎0739-26-4900㈹　FAX0739-26-4914
■**龍神行政局**　〒645-0415 龍神村西376
☎0739-78-0111㈹　FAX0739-78-0116
■**中辺路行政局**　〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎0739-64-0500㈹　FAX0739-64-0966
■**大塔行政局**　〒646-1192 鮎川2567-1
☎0739-48-0301㈹　FAX0739-49-0359
■**本宮行政局**　〒647-1792 本宮町本宮219
☎0735-42-0070㈹　FAX0735-42-0239
■**市水道事業所**　〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎0739-24-0011㈹　FAX0739-24-7910
■**市ごみ処理場**　〒646-0053 元町2291-6
☎0739-24-6218㈹　FAX0739-24-4068

電話案内サービス

■**防災行政テレフォンガイド**　☎0120-963-910
■**救急安心センター**　☎#7119

休日急患診療

場田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
内内科、小児科系、歯科の応急診療
日時㊐㊗　9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、㊏18時～21時30分も診療を行っています。）
問☎0739-26-4909

モバイル用ホームページ　防災行政メール等　全国版救急受診ガイド「Q助」

市の人口（平成30年5月末現在）

		前月比
男	35,204人	(-25)
女	39,497人	(-27)
計	74,701人	(-52)
世帯	35,392世帯	(+19)
出生	34人（男14女20）	

	相談日（予約受付）	時間	相談場所等	問合せ
市民法律相談 （対象は市民の方で先着8名。7/23のみ4名。相談日の正午までに要予約）	7/ 9㊊（7/ 3～）・木戸弁護士 7/17㊋（7/10～）・岡田弁護士 7/23㊊（7/18～）・鈴木弁護士※ 8/ 6㊊（7/24～）・村上事務所 8/20㊊（8/ 7～）・倉谷弁護士	14時～16時のうち、1人15分間（※7/23は14時30分～15時30分）	社会福祉センター3階「相談室」（本庁舎東隣3階） ※7/23は大塔行政局	自治振興課 市民生活係 （本庁舎3階） ☎0739-26-9911
市民相談	平日	8時30分～17時15分	右記	
行政相談	7/20㊎・中村恒夫	10時～11時	中辺路行政局	
	7/24㊋・那須正治（☎090-4640-3142）	13時～15時	社会福祉センター3階「相談室」	
	7/24㊋・折戸富子	13時～15時	本宮行政局	
	7/25㊌・佐田俊知	13時～15時	大塔行政局	
	8/ 3㊎・松本淳	13時30分～15時30分	龍神行政局	
消費生活相談	㊊㊋㊍㊎・消費生活相談員	13時～16時	自治振興課 市民生活係（本庁舎3階） ◇相談専用　☎0739-34-2460 消費者ホットライン　☎188	
人権・登記・相続相談 （人権相談は平日に対応。登記相談は事前に要問合せ。法務局でも相談可）	①7/17㊋・人権擁護委員、法務局員 ②8/ 3㊎・人権擁護委員、法務局員	13時30分～15時30分 ※受付は15時まで	①本宮行政局 ②龍神行政局	法務局 田辺支局 （文里一丁目11-9） ☎0739-22-0698
女性電話相談	平日・女性相談員	9時～12時	◇相談専用　☎0739-26-4919	
生活相談 （生活困窮者自立支援）	平日・相談支援員	8時30分～17時	生活相談センター（市民総合センター1階） ☎0739-33-7641	
愛あい子育て相談	平日	8時30分～17時15分	地域子育て支援センター愛あい（もとまち保育所内）☎0739-22-9285 ※「愛あいルーム」での面接相談可	
家庭児童相談	平日	8時30分～17時	家庭児童相談室（市民総合センター1階） ☎0739-26-4926	
介護相談	平日	8時30分～17時15分	やすらぎ対策課 地域包括支援センター係（市民総合センター1階） ☎0739-26-9906 ※認知症については、第1㊌10時～12時に「よりみちサロンいおり」でも相談可	
ひきこもり相談 （窓口に来られる場合は要予約）	平日	8時30分～17時15分	健康増進課 健康管理係 ☎0739-26-4901 ◇相談専用　☎0739-26-4933 ✉shc@city.tanabe.lg.jp	
妊娠期から出産、子育て相談 （原則、就学前まで）	平日 ※㊍は助産師による相談可	8時30分～17時15分	母子健康包括支援センター「たなっこ」（市民総合センター2階） ◇相談専用　☎0739-33-7115 ✉kenkou@city.tanabe.lg.jp	
いじめホットライン	平日	9時～16時	◇相談専用　☎0739-26-3224 ◇いじめ相談ダイレクトメール ✉ijime110@city.tanabe.lg.jp	
不登校・いじめ・教育相談	平日	9時～16時	教育研究所（本庁舎北隣2階） ☎0739-25-1511	
外国人相談（English） （事前に要問合せ）	①㊊～㊍ ②㊎	①9時～17時 ②9時～12時	国際交流センター　☎0739-33-9019	

親子健康カレンダー

◇**4か月児健診**　7/6㊎＝田辺、19㊍＝龍神、24㊋＝田辺・中辺路、8/6㊊＝田辺
◇**7か月児健診**　7/10㊋＝田辺、19㊍＝龍神、24㊋＝中辺路、25㊌＝田辺、8/7㊋＝田辺
◇**11か月児相談**　7/3㊋＝田辺、19㊍＝龍神、24㊋＝中辺路、27㊎＝田辺、8/3㊎＝田辺
◇**1歳6か月児健診**　7/5㊍＝田辺、18㊌＝本宮・田辺、8/2㊍＝田辺、7㊋＝中辺路
◇**2歳児相談**　7/2㊊＝田辺、13㊎＝田辺、18㊌＝本宮、8/7㊋＝中辺路、9㊍＝田辺
◇**3歳6か月児健診**　7/12㊍＝田辺、17㊋＝田辺、18㊌＝本宮、8/1㊌＝田辺、7㊋＝中辺路
◇**マタニティスクール**　7/13㊎＝田辺、8/3㊎＝田辺
◇**パパママ教室**　7/29㊐＝田辺

場**田辺**…市民総合センター、**龍神**…龍神保健センター、**中辺路**…中辺路保健センター、**大塔**…大塔健康プラザ、**本宮**…本宮保健福祉総合センター
問時間など、詳しくは、対象者に送付している通知をご覧いただくか、健康増進課母子保健係（☎0739-26-4901）又は各行政局住民福祉課（☎23ページ参照）までお問い合わせください。

7月の納税等

■**固定資産税・都市計画税**…第2期分
■**市県民税 給与特別徴収**…6月徴収分
■**国民健康保険税 普通徴収**…第1期分
■**介護保険料 普通徴収**…第1期分
■**後期高齢者医療保険料 普通徴収**…第1期分
※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

施設の予約

【生涯学習センター】
■**貸室**　11室
（市民総合センター内の交流ホール・会議室・料理実習室など）
申平成30年10月分は8/1㊌から予約可
問生涯学習課 公民館係
☎0739-26-4925

編集後記

▼特集の取材で空き家へ……▼写真撮影やインタビューなどの短時間で体のあちらこちらがかゆくなる▼蚊！▼空き家にしておくといいことがありませんね（ヤノマイ）

有料広告　広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主にお願いします。

有料広告
2枠連結（縦46mm × 横174mm）

有料広告
1枠単独（縦46mm × 横85mm）

有料広告募集中！
広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか？
本紙（広報田辺）及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。
広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までにお申し込みください。詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。
☎0739-26-9963　http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukoku-kouhou.html

たなべスマイル

大島 寛太 さん

長野
家具職人

出身は、北海道です。田辺市に来るまでは愛知県や岐阜県などいろいろ行っていましたが、結婚を機に田辺市へやってきました。

家具職人を始めたのは、生涯続けることができ、成熟していける仕事だと思ったからです。木材の持つ美しさや強さを、人の生活の道具へと形作るこの仕事に巡り会えて幸せです。

一番大変なのはデザインをしているとき。アイデアを出す自分、批評する自分など何人かの自分が意見を出します。それが大変な反面、面白く、やりがいを感じる作業でもあります。今は個人注文を受注できていませんが、秋にはホームページを開設し、製品を紹介予定なのでご覧いただけたらと思います。

個人で仕事をしている分、細やかな対応ができる、自由に発想できることが強みかなと思います。価値観やイメージ、思い描く未来を共有できる仲間と、面白いことができたら最高だなぁと願っています。

備えて安心！ 防災コラム

第 50 回　土砂災害

日本は山地が多く、常に土砂災害の危険性をはらんでいます。平成 26 年 8 月に広島県広島市で発生した土砂災害や、今年 4 月に発生した大分県中津市での土砂災害は記憶に新しいところです。市も、市域の約 90％が山林となっており、平成 23 年 9 月、台風第 12 号の際に至る所で土砂災害が発生し、大きな被害を受けました。

梅雨に入り、また、夏から秋にかけて台風の季節がやってきます。この時期は、長雨や短時間での集中豪雨が発生しやすく、それにより地盤が柔らかくなり、斜面が崩れるなどの土砂災害発生の危険性が高まります。

土砂災害は、1 時間で降水量が 20㎜以上の強い雨が降ったとき、降り始めてからの降水量が 100㎜以上となったときに発生しやすくなると言われていますので、雨の降り方に注意を払う必要があります。気象庁から大雨による土砂災害の危険度の高まりについて、インターネットで情報発信されていますので、ご活用ください。

【気象庁：土砂災害警戒判定メッシュ情報】
https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/

ジェンのぽのぽの たなべ散歩

ALOHA！
国際交流員の
ジェンです♪

第 28 回　梅もぎと梅シロップ作り体験

今回、田辺第一小学校の 3 年生の児童たちと秋津川で、全国でも有名な紀州南高梅の梅もぎ体験をしました。市の梅振興室の方が梅のもぎ取り方を教えてくれました。梅シロップを作るために一人 500 g ずつの梅をもぎ取り、子供たちは元気いっぱい一生懸命大きい梅を探して、木の枝から優しくもぎ取っていました。梅の木は何年もかけて大事に育てられ、愛情がたっぷり入った梅が出来ることを子供たちは理解し、うれしそうに見せてくれました。笑顔いっぱいの子供たちと一緒に梅もぎをするのがとても楽しかったです。

その後は皆で梅シロップを作りました。簡単に作れたので、皆でびっくりしました。梅にはたくさんの食べ方があると教えてもらいながら、梅ジャムと梅ジュースの試食をさせてもらいました。さっぱりして美味しかったです。最後には子供たちが梅についてたくさん質問をし、皆が梅に興味あるのを見てうれしかったです。

梅は市の名物なので、子供たちが梅のことを学び、梅もぎを楽しみながら体験し、作業の大変さと梅の大事さを知るのは大切だと思いました。暑い時期に梅を食べるのは健康にいいので、梅を作ってくれている農家の方たちに皆感謝の気持ちを持ってもらいたいと感じました。

青春キラリ！高校生レポーター

龍神（たつじん）のカフェ

写真・文　南部高校龍神分校　千葉 果歩

龍神村には、今年で 20 周年を迎えたカフェがあります。お母さんと娘さんの 2 人で親子経営をされており、お父さんが作る野菜も料理に使われています。手料理についてお母さんは「高級な料理はどこにでもあります。そうではなくて“おふくろの味”を目指しているんです」と語りました。こだわりの家庭的な料理が、龍神村の方々だけでなく、観光客や仕事で立ち寄った方々にも人気がある秘訣だと思いました。また、店内の雰囲気も魅力的です。店のシンボルである樫の大木を始め、家具にも使われている木々のほとんどが龍神産なのです。このカフェで自然を身近に感じることが出来るのは、地元の愛がたくさん詰まっているからだと感じました。

龍神村は人と人との距離が近く、そこには常に安心感があります。緩やかで穏やかな龍神（たつじん）のカフェは、お客さんにとって居場所のような役割を果たしているに違いありません。

我が家の愛ドル ～7月生まれ～

松葉　律葵（りつき）ちゃん（1歳）
りっくんお誕生日おめでとう！
おもちゃを鳴らせたらドヤ顔してくるのが可愛いよ♡
すくすく成長してね♪
パパ、ママより

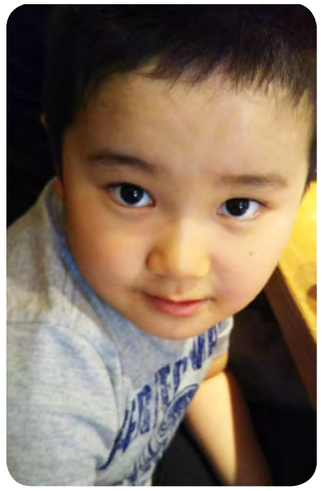

堅田　裕満（ゆうま）ちゃん（6歳）
優しくたくましい子になってね!!
父母より

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん（就学前まで）の写真を募集しています。氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメント（50字まで）を添えてください。8月生まれのお子さんの締切りは、7月10日㊋です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。
■宛先　〒646-8545 新屋敷町1　企画広報課 広聴広報係　✉kikaku@city.tanabe.lg.jp

すくすく子育てクラブ

第59回　虫刺され予防

健康増進課
母子保健係
岡本 靖子

虫刺されは、刺される前の予防が肝心です。子供の皮膚はとても繊細で、放っておくと「とびひ」や、かきすぎて硬い「できもの」になったり、傷口が色素沈着して黒ずみが残る場合もあります。まずは予防とまめなケア、少しでも悪化したと感じたらすぐに医療機関を受診しましょう。

■虫刺されの正しい予防法

①服装に注意　一番大切なのは、肌を極力露出しないことです。蚊は汗の臭いにつられてくるので、汗をかいたらこまめに拭きましょう。

②ハーブで予防　一般的にレモングラス・ローズマリー・ラベンダーなどが効果的と言われています。人に害がなく安全ですが、虫に対して効果は弱めです。

③虫よけで予防　肌に吹き付けるスプレーやクリーム等、どのタイプも子供が直接成分を吸い込まないように注意しましょう。

■夏のお出掛けに便利な「凍らせたペットボトル」

ペットボトルに半分水を入れて凍らせておき、お出かけ前に水を半分足して持っていきましょう。水は傷口を洗い流すことに、凍っている部分は冷やすことに使います。

この夏、虫に刺されず、快適な日々を送れますように。

図書館へ行こう

司書のおすすめ！ 新着図書

さとやまさん
文／工藤　直子
写真／今森　光彦
発行／アリス館
人と自然が寄り添って一緒に作り上げた「さとやま」。「さとやまさん」に会いに行こう！

日本懐かし駅舎大全
著／二村　高史
発行／辰巳出版
懐かしの駅をテーマに、昭和時代に撮影された数々の駅を、ターミナル駅・秘境駅・終着駅・観光駅に分けて、分りやすく紹介する。

ひとことコラム

七夕の行事は、7月に行う所や、旧暦にちなんで8月に行う所もありますが、この時期の伝統行事として、現在まで脈々と続いています。元々は、中国の行事であった七夕が奈良時代に伝わり、日本にあった「たなばたつめ」の伝説と合わさって生まれたとされています。図書館には、絵本・物語・紙芝居もそろっていますので、是非お越しください。（雄）

お子さんと一緒に おはなしのコーナー

★おはなし会
絵本の読み聞かせや紙芝居など（対象：4歳くらいから）
本館＝7/1・8・15・22・29、8/5 全㊐（11時～）
中辺路分室＝7/21㊏（10時30分～）
大塔分室＝7/28㊏（10時30分～）

★おはなしのじかん
おはなしやわらべうたなど（対象：小学生以上）
本館＝7/7㊏、8/4㊏（11時～）

★おはなしタイム
おはなしや絵本の読み聞かせなど（対象：4歳くらいから）
本館＝7/14・21・28㊏（11時～）

★ひよこタイム
絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど（対象：0～2歳くらい）
本館＝7/18㊌（11時～）

★こぐまタイム
絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど（対象：2～3歳くらい）
本館＝7/18㊌（11時30分～）

★オウマガドキのおはなし会
夏の夜に聞きたいこわ～いおはなしや紙芝居など（対象：小学生以上）
本館＝8/1㊌（17時～）

休館日

本館＝毎週㊊、7/17㊋（祝日振替）、7/26㊍（整理日）
龍神分室＝第1・3㊏、第1・3・5㊐、7/16㊊㊗
中辺路分室＝毎週㊐、7/16㊊㊗
大塔分室＝第1・2・3㊏、毎週㊐、7/16㊊㊗
本宮分室＝毎週㊏㊐、7/16㊊㊗

開館時間

本館＝㊋～㊏ 9時30分～19時30分
㊐・㊗ 9時30分～18時
分室＝9時～17時
※龍神分室は、㊋～㊎20時まで時間延長あり。

※移動図書館の運行日時は、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
問 市立図書館　☎0739-22-0697　http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html

笑顔が彩るまちのたより

みんなの彩時記

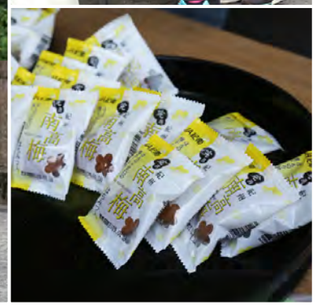

ゴールを目指し 過酷なコースを力走！

6月10日㊐、「高野山・龍神温泉ウルトラマラソン2018」が開催されました。

388名参加の50kmの部と419名参加の100kmの部に分かれ、それぞれ龍神村と高野町をスタート。ゴールの高野山大学を目指して、日本一高低差の激しいと言われるコースを駆け抜けました。

また、前日の9日㊏には宵宮祭が各スタート地で開催。和太鼓の歓迎演奏から始まり、特産品でのおもてなしなど、会場では、選手同士の交流や地元の方との交流でにぎわいました。

6月5日㊋、東京の大田市場で翌日の「梅の日」に合わせて、市場関係者に梅のアピールをしました。また、首相官邸へ梅の贈呈や、6日㊌には本宮大社や京都の賀茂神社に梅を奉納しました。

6月1日㊎、たなべ未来創造塾修了生や市内事業者によるプロジェクトチーム「Boku Moku」が、虫食い材である「あかね材」を活用したテーブル第1号を市長室に納入しました。

5月26日㊏・27日㊐、「関大・さかいECOベンチャークラブ」の受入れがあり、堺市の子供たちが関西大学の学生と一緒にジャム作りや、天神崎での自然観察などを行いました。

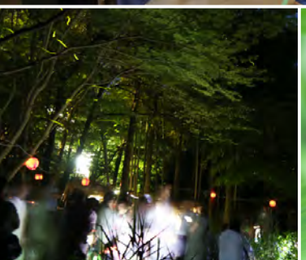

淡い光が飛び交う 幻想的な夜……♪

6月2日㊏、旧伏菟野小学校で「伏菟野ほたる観賞の夕べ」が開催されました。食品販売や金魚すくい･花苗の販売、マジックショーなどがあり、大勢の人でにぎわいました。

蛍が多く飛び交い始めたのは、20時頃。淡い光が点滅を始めると周囲からは歓声が上がり、間近で観察したり写真を撮ったりと、全員がその光景を楽しみました。訪れた男性は「去年より多く飛んでいたと思う。幻想的な気持ちになれて良かった」と話してくれました。

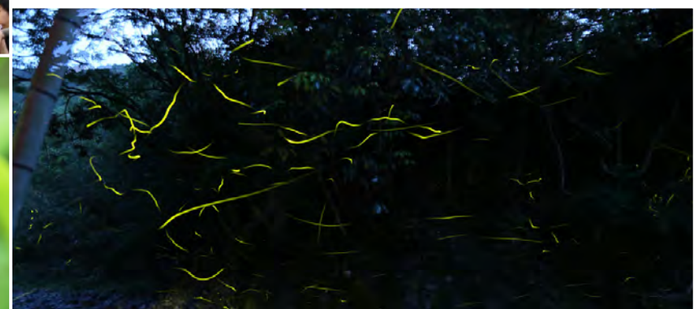

6月16日㊏、田辺スポーツパークで第2回ニュースポーツ教室「ノルディックウォーキング」が行われ、ストックを両手に持ち、4.2kmのコースを1時間ほど歩きました。

6月2日㊏に田辺湾クリーン作戦、6月3日㊐に大塔クリーン作戦が行われました。暑い中での作業でしたが、多くの方が参加し、合計11,100kgのごみを回収することができました。